

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 告 示

ページ

- 利用料金の額の承認（2件）【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】

2

### ◇ 公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（2件）【技術監理局契約部契約課】
- 借入れ及び保守業務契約に係る一般競争入札の公告【市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課】

6

16

北九州市告示第77号

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第4号）第6条第3項の規定により、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの北九州市立総合療育センター及び北九州市立総合療育センター西部分所の利用料金の額を承認したので、北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第27号）第5条の規定により、次のとおり告示する。

令和4年3月14日

北九州市長 北橋健治

施設の種類	金額		
障害児入所施設	北九州市立総合療育センター	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する障害児入所支援を受けた場合	児童福祉法第24条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額、同条第1項に規定する入所特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額、同法第24条の20第2項第1号に規定する障害児入所医療（食事療養を除く。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額及び同項第2号に規定する障害児入所医療（食事療養に限る。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第6項に規定する療養介護を受けた場合	障害者総合支援法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額、同条第1項に規定する特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額及び同法第70条第2項において準用する同法第58条第3項又は第4項の規定により算定した額
		障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所を受けた場合	障害者総合支援法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額

		診療を受けた場合	健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定方法（以下この項において「算定方法」という。）並びに健康保険法第85条第2項及び高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額。ただし、これにより難しいときは、算定方法に準じて算定した額又は実費を勘案して市長が定める額
児童発達支援センター	北九州市総療センター	児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援を受けた場合	児童福祉法第21条の5の3第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額、同条第1項に規定する通所特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額及び同法第21条の5の29第2項に規定する肢体不自由児通所医療（食事療養を除く。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額
		障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護を受けた場合	障害者総合支援法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額
		診療を受けた場合	健康保険法第76条第2項及び高齢者の医療の確保に関する法律第71条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定方法（以下この項において「算定方法」という。）並びに健康保険法第85条第2項及び高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額。ただし、こ

		れにより難いときは、算定方法に準じて算定した額又は実費を勘案して市長が定める額
北九州市立総合療養センター西部分所	児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援を受けた場合	児童福祉法第21条の5の3第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額、同条第1項に規定する通所特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額及び同法第21条の5の29第2項に規定する肢体不自由児通所医療（食事療養を除く。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額
	診療を受けた場合	健康保険法第76条第2項及び高齢者の医療の確保に関する法律第71条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定方法（以下この項において「算定方法」という。）並びに健康保険法第85条第2項及び高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額。ただし、これにより難いときは、算定方法に準じて算定した額又は実費を勘案して市長が定める額

北九州市告示第78号

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第4号）第6条第3項の規定により、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの北九州市立戸畑障害者地域活動センターの利用料金の額を承認したので、北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第27号）第5条の規定により、次のとおり告示する。

令和4年3月14日

北九州市長 北 橋 健 治

施設の種類	金額		
障害者地域活動センター	北九州市立戸畑障害者地域活動センター	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第7項に規定する生活介護を受けた場合	障害者総合支援法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額
		障害者総合支援法第5条第12項に規定する自立訓練を受けた場合	障害者総合支援法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額
		障害者総合支援法第5条第14項に規定する就労継続支援を受けた場合	障害者総合支援法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額

北九州市公告第146号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和4年3月14日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

(1) 購入品目及び予定数量

白灯油（5月分） 32キロリットル

(2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

(3) 履行期間 令和4年5月1日から同月31日まで

(4) 納入場所

ア 北九州市門司区新門司三丁目79番地 新門司工場

イ 北九州市小倉北区西港町96番地の2 日明工場

ウ 北九州市八幡西区夕原町2番1号 皇后崎工場

(5) 今後購入が予定される数量及び入札公告予定時期

いずれも入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。

ア 40キロリットル 令和4年4月頃

イ 58キロリットル 令和4年5月頃

ウ 42キロリットル 令和4年6月頃

エ 38キロリットル 令和4年7月頃

オ 32キロリットル 令和4年8月頃

カ 32キロリットル 令和4年9月頃

キ 46キロリットル 令和4年10月頃

ク 24キロリットル 令和4年11月頃

ケ 42キロリットル 令和4年12月頃

コ 66キロリットル 令和5年1月頃

(6) 入札方法 1キロリットル当たりの価格により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の1

00分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とする。

(7) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

## 2 電子入札に関する事項

(1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、北九州市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）第1章1-2(2)に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるものとする。

(2) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。

(3) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

## 3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

## 4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和4年3月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

## 5 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市技術監理局契約部契約課

イ 日時 この公告の日から令和4年4月18日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードする方法により交付する。ただし、これにより難しい場合は、前号アの場所において無償で交付する。

北九州市技術監理局契約部のホームページ

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

この公告の日から令和4年3月31日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

(ア) 提出期間

この公告の日から令和4年3月31日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(イ) 提出場所

第1号アの場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(5) 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

令和4年4月12日から同月15日までの毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月18日午前9時から午後2時まで



イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に令和4年4月15日午後5時までに必着のこと。

(6) 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 令和4年4月18日午後2時10分

## 6 契約の締結

この契約の締結については、落札の決定があっても、この契約に係る予算が成立しない場合は、行わない。この場合において、市は、契約を行わないことによる補償は、行わない。

## 7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒 8 0 3 - 8 5 0 1 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号  
電話 0 9 3 - 5 8 2 - 2 0 1 7

8 Summary

( 1 ) Product and Quantity

Purchase of White Kerosene

Forecasted Quantity : 32KL

( 2 ) Deadline for the submission of tender

For tenders via the electronic bidding system :

2:00p.m. , April 18, 2022

For tenders submitted by mail :

5:00p.m. , April 15, 2022

( 3 ) For further information, please contact: Contracts Division,

Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of Kitakyushu

## 北九州市公告第147号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和4年3月14日

北九州市長 北 橋 健 治

### 1 調達内容

#### (1) 購入品目及び予定数量

軽油（軽油引取税免税・5月分） 2万8,300リットル

#### (2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

#### (3) 履行期間 令和4年5月1日から同月31日まで

#### (4) 納入場所 北九州市小倉北区浅野二丁目地先（藍島～小倉航路小倉 棧橋） こくら丸又は代船

#### (5) 今後購入が予定される数量及び入札公告予定時期

いずれも入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。

ア 1万9,200リットル 令和4年4月頃

イ 1万8,400リットル 令和4年5月頃

ウ 3万3,400リットル 令和4年6月頃

エ 3万100リットル 令和4年7月頃

オ 3万1,600リットル 令和4年8月頃

カ 3万2,100リットル 令和4年9月頃

キ 3万200リットル 令和4年10月頃

ク 2万8,500リットル 令和4年11月頃

ケ 2万8,900リットル 令和4年12月頃

コ 3万1,900リットル 令和5年1月頃

#### (6) 入札方法 1リットル当たりの価格により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とする。

#### (7) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システ

ムにより行う。

## 2 電子入札に関する事項

- (1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、北九州市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）第1章1-2(2)に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるものとする。
- (2) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。
- (3) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

## 3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

## 4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和4年3月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

## 5 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時
  - ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市技術監理局契約部契約課
  - イ 日時 この公告の日から令和4年4月18日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードする方法により交付する。ただし、これにより難しい場合は、前号アの場所において無償で交付する。

北九州市技術監理局契約部のホームページ

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

この公告の日から令和4年3月31日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

(ア) 提出期間

この公告の日から令和4年3月31日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(イ) 提出場所

第1号アの場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(5) 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

令和4年4月12日から同月15日までの毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月18日午前9時から午後2時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に令和4年4月15日午後5時までに必着のこと。

(6) 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 令和4年4月18日午後2時10分

## 6 契約の締結

この契約の締結については、落札の決定があっても、この契約に係る予算が成立しない場合は、行わない。この場合において、市は、契約を行わないことによる補償は、行わない。

## 7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2017

8 Summary

( 1 ) Product and Quantity

Purchase of Gas oil

Forecasted Quantity : 28,300L

( 2 ) Deadline for the submission of tender

For tenders via the electronic bidding system :

2:00p.m. , April 18,2022

For tenders submitted by mail :

5:00p.m. , April 15,2022

( 3 ) For further information,please contact:Contracts Division,  
Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of Kitakyushu

## 北九州市公告第150号

一般競争入札により、物件の借入れ及び保守業務契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和4年3月14日

北九州市長 北 橋 健 治

### 1 調達内容

- (1) 物件の名称及び数量 本人確認書類券面プリントシステム 7台
- (2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 履行場所 北九州市の指定する場所
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課

イ 期間 この公告の日から令和4年3月24日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

- (2) 入札関係資料の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。



- (3) 入札説明会 入札説明会は、行わない。
- (4) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和4年3月24日までに競争参加の申出書を第1号アの場所に提出しなければならない。
- (5) 入札書の受領期限 第1号アの場所に、令和4年3月24日午後5時までに提出のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

- ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課
- イ 日時 令和4年3月24日午後5時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

- ア 言語 日本語
- イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

- ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札したものを落札者とするができる。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規程による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌

年度以降において、歳出予算の該当金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができる。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課  
〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号  
電話 093-582-2107